## 宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金(以下「補助金」という。) については、 宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則第22号。以下「規則」という。) に定める もののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、タクシー事業者に対し、子育てタクシー導入に要する経費の一部 を補助することにより、子育てタクシーの導入を促進し、子育て環境の充実を図ること を目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところに よる。
  - (1) 子育てタクシー
    - 一般社団法人全国子育てタクシー協会主催の子育てタクシードライバー養成講座課程を修了したドライバーが専門に乗務するタクシーをいう。
  - (2) タクシー事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシーを除く。)をいう。

(3) チャイルドシート

道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の3第3項に定める幼児用補助 装置をいう。

(交付の対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができるタクシー事業者は、次に掲げる要件をいずれ も満たすものとする。
  - (1) 市内に事業所を有するタクシー事業者であること。
  - (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)に規定する暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある法人等でないこと。 (補助対象経費)
- 第5条 この補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 一般社団法人全国子育てタクシー協会への入会金
- (2) 一般社団法人全国子育てタクシー協会が実施する子育てタクシードライバー養成講座の受講料 (新規受講者に限る。)
- (3) チャイルドシートの購入に要する費用
- 2 交付限度額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。
- 3 補助対象経費のうち、本補助金以外の補助の対象となる経費は、前項の規定にかかわらず本補助金の補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助は予算の範囲内で行うものとする。前条第2項により算出した補助金の額につき、1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助事業の実施期間)

第7条 交付の対象者が行う子育てタクシー事業(以下「補助事業」という。)の実施期間は、原則として、交付決定日から交付決定日の属する年度の末日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとするタクシー事業者は、宇都宮市子育てタクシー導入 支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長の定める期日 までに提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金実施計画書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要があると認める書類
- 3 市長は、第1項の交付申請書に記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の 一部を省略させることができる。
- 4 前3項の規定は、タクシー事業者が第10条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けて行う申請について準用する。この場合において、第1項中「宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金交付申請書」(様式第1号。以下「交付申請書」という。)」とあるのは「宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金変更・中止・廃止申請書」(様式第3号。以下、「変更等申請書」という。)と読み替えるものとする。

(交付の決定)

- 第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、補助金を交付すべき と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 市長は、前項において必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項に

つき修正した上で補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

- 第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項の条件を付するものとする。
  - (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合(軽微な変更をする場合を除く。)においては、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けること。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。
- 3 第1項第1号又は第2号に該当する者は、宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金変 更・中止・廃止申請書(様式第3号。以下「変更等申請書」という。)を市長に提出しな ければならない。

(決定等の通知)

- 第11条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により、タクシー事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の規定により条件を付したときは、その条件を前項の交付決定通知書に記載するものとする。
- 3 前2項の規定は、第8条第4項の規定により準用される申請に係る通知について準用する。この場合において、第1項中「宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)」とあるのは、「宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号。以下「変更交付決定通知書」という。)」と読み替えるものとする。
- 4 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに宇都宮市子育てタクシー 導入支援補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、タクシー事業者に通知するもの とする。

(申請の取下げ)

第12条 タクシー事業者は、前条第1項又は第3項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた場合において当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された

条件により補助事業が遂行できないと認めるときは、市長の定める期日までに申請の取 下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第13条 市長は、補助金の交付の決定後、天災地変その他タクシー事業者の責めに帰さない事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき、又は遂行できなくなったときは、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 2 市長は、前項の規定による処分をした場合は、変更交付決定通知書により補助金の交付 の決定を受けたタクシー事業者(以下「補助対象事業者」という。)に通知するものとす る。

(補助事業の遂行等)

- 第14条 補助対象事業者は、この要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。
- 2 補助対象事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

(状況報告及び調査)

第15条 市長は、補助事業が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、 補助事業の遂行の状況について、補助対象事業者から報告させ、又はその職員に実地に調 査をさせることができる。

(補助事業の遂行に関する指示)

第16条 市長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助対象事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第17条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の交付決定に係る会計年度が終了したときは、宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期日を延長することができる。

- (1) 一般社団法人全国子育てタクシー協会への入会金及び一般社団法人全国子育てタクシー協会が実施する子育てタクシードライバー養成講座の受講料に係る領収書等の 写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象事業者は、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合においても、事業実績 がある場合は、前項に定める書類を市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条各号の書類を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の補助金の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇都宮市子育てタクシー導入支援補助金確定通知書(様式第8号)により、当該補助対象事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第19条 市長は、第17条各号の書類を受理した場合において、その報告に係る補助事業 の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、 当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に対して指示するものとする。
- 2 第17条の規定は、前項の規定による指示に従って是正のための所要の措置を行った 場合について準用する。

(交付の時期等)

- 第20条 補助金の支払は、第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に 行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。
- 3 補助対象事業者は,前2項の規定により補助金の交付を受けようとするときは,宇都宮 市子育てタクシー導入支援補助金交付請求書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市 長に提出しなければならない。
  - (1) 交付決定通知書の写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の取消し)

第21条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助 金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の報告等不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても、 適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合は、宇都宮市子育てタクシー導入支援 補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助金の交付の申請をした者に通知 するものとする。

(補助金の返還等)

- 第22条 市長は、前条第1項の規定により補助金の決定を取り消した場合において、補助 事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助対象事 業者に対して期限を定めて、その当該補助金を返還させるものとする。
- 2 第20条第2項の規定により補助金を交付した場合、確定した額が既に交付した額を 超えるときには確定した額に対する不足額を交付し、確定した額が既に交付した額に満 たないときには、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。
- 3 市長は、前2項により補助対象事業者に返還を求めるときは、宇都宮市子育てタクシー 導入支援補助金返還請求書(様式第11号)により期限を定めてその返還を求めるものと する。

(補助金の経理)

第23条 補助対象事業者は、事業実施に関する証拠書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(様式)

第24条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第25条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文(令和5年4月1日告示第128-10号)

令和5年4月1日から適用する。

改正文(令和5年12月1日告示第381-2号)

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

## 別表(第5条関係)

補助対象経費	交付限度額	補助率
一般社団法人全国子育でタクシー協会への入会金	タクシー事業者1者につき 30,000円	10/10
一般社団法人全国子育てタクシー協会が実施する子育てタクシードライバー養成講座の 受講料	講座を受講する者1人につき 15,000円	10/10
チャイルドシートの購入に要す る費用	チャイルドシート1台につき 50,000円 (タクシー事業者1者につき 5台を上限とする。)	10/10